

雇用促進住宅しろとり宿舎廃止に関する意見書

国は行財政改革の一環として雇用促進住宅の譲渡・廃止を前倒しして進めているが、入居者に退去を求める処置や地方自治体への譲渡を求める処置は、地方自治体や入居者の立場にたった進め方とは言い難く多くの混乱を生じている。

郡上市内で今回の対象となっているしろとり宿舎には60世帯に及ぶ入居者があり、十分な説明も無い中での退去要請に対し大きな戸惑いと不安を与えている。また、こうした処置に対し市内全域の方々からも多くの疑問の声が寄せられている。

一方、賃貸住宅の供給が進まず代替となる転居先が少ない郡上地域の厳しい住宅環境にあって、労働者の地域間移動の円滑化を目的とする雇用促進住宅の必要性は未だ高いものの、これを引き継ぐよう求められている地方自治体は受け入れの余力はなく、厳しい財政状況となっている。

そこで、こうした地域の実情と入居者の心情をご賢察いただき、国において下記の事項を実施されるよう強く求める。

記

1. 国において雇用促進住宅の本来の目的を達成するよう、廃止に当たっては責任を持って適正な代替措置を講ずること。
2. 地方自治体の財政的負担は極力求めない方向での措置を講ずること
3. 入居者に対しては十分な説明と相談窓口の開設をおこなうこと
4. 入居者が対応可能となるよう、十分な期間を持った措置とすること
5. 入居者の新たな生活に対する十分な対応をおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣